

# 山梨の夏服愛称・シンボルマーク募集要項

## 1 趣旨

山梨県の東部、富士山の麓に広がる郡内地域は1000年以上も前から織物業が営まれている織物の産地です。この地域で生産されている織物を郡内織物と呼んでいます。

近年、全国的にビジネスカジュアルやリモートワークが普及し、ネクタイやスーツの裏地に強い郡内織物産地は苦境に立たされてきました。そこで、郡内織物を使った新製品として、山梨県、富士吉田市及び山梨県絹人織織物工業組合が協力して『山梨の夏服』を製作しました。

令和4年度には試作品の製作、令和5年度には改良を加えた第2弾を7月に山梨県で開催された全国知事会のオフィシャルウェアとして採用しました。現在、山梨県絹人織織物工業組合を中心に実用化・一般販売に向けた複数の新バージョンの開発を進めています。

つきましては、新バージョンも含めた『山梨の夏服』が多くの方に親しみを持っていただけるものとなるよう愛称とシンボルマークを募集します。

## 2 募集内容

- (1) 山梨の夏服の愛称
- (2) 山梨の夏服シンボルマーク

## 3 応募要件

### 【共通要件】

- ・「山梨県らしさ」または「山梨の夏服」を表現したものであること
- ・若年層から高齢者まで多世代が親しみやすいものであること
- ・自作かつ未発表のものであること

### 【愛称】

- ・覚えやすいもの、呼びやすいもの
- ・漢字やアルファベットの場合、読み方を添えること

### 【シンボルマーク】

- ・拡大、縮小（縦10mm×横10mm程度）、白黒、単色での使用の際に判別可能なデザインとすること
- ・デジタルデータは1100pt×1100pt以上（解像度は350dpi程度）、作品のファイル容量は3MB以下、ファイル形式はJPG、JPEG、PNGまたはPDFとすること
- ・手書きでの御応募の場合には、スキャンや写真撮影などでデータ化すること
- ・応募作品の元データ（フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、山梨県からの要望があれば御提出ください

※山梨の夏服に使用する愛称とシンボルマークは、山梨の夏服のタグやPR等、山梨の夏服に関して広く使用することを予定しています。

（想定される活用例：商品やパッケージへの利用

ネクタイ・ハンカチなどの関連商品への活用など）

#### 4 募集期間

令和6年1月19日（金）～令和6年2月8日（木） 午後5時

#### 5 応募方法

所定の応募フォームから必要事項を入力し、応募してください。

※複数作品を応募する場合は、1作品ごとに応募フォームから応募してください。

##### 【必要事項】

- ・ 応募者の氏名（ふりがな）
- ・ 年齢
- ・ 郵便番号、住所
- ・ 電話番号
- ・ 職業（学生・生徒・児童は学校名と学年）
- ・ 応募作品
- ・ 作品の説明（理由・意味など）

#### 6 応募資格

日本国内に在住の方（未成年の方は保護者の同意を得て御応募ください）

#### 7 審査方法

山梨の夏服普及促進協議会と山梨県において、愛称とシンボルマークは別個に厳正な審査・選考を行い、受賞作品を決定します。なお、複数の方から応募があった作品が受賞した場合は、抽選により受賞者を決定します。

#### 8 賞

##### 【最優秀賞】

- ・ 愛称1点 シンボルマーク1点  
副賞5万円（ただし、高校生以下は図書カード）、山梨の夏服

##### 【優秀賞】

- ・ 愛称2点 シンボルマーク2点  
副賞5千円（ただし、高校生以下は図書カード）、県産品カタログギフト

#### 9 結果発表

受賞者には直接通知するほか、審査結果は、県ホームページなどで発表します。

（令和6年3月下旬頃を予定）

#### 10 注意事項

○応募にかかる費用は応募者の負担とします。また応募作品は返却いたしません。

○応募作品は、自作、未発表のもので、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものとします。

○応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、山梨県は、一切の責任を負いません。

- 受賞作品が他者の権利を侵害することが判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合も、受賞（採用）を取り消すことがあります。（その場合、進呈した賞状及び副賞は返還していただきます。）
- 前項に記載する受賞の取消に伴い、受賞者が受けた損失・損害等に対して、山梨県は、一切の責任を負いません。
- 受賞作品は必要に応じて補作を行うことがあります。
- 受賞作品の中から、商標登録の結果も加味して山梨の夏服の愛称、シンボルマークとして採用するものを選定します。
- 受賞作品に関する著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、山梨県に帰属することとします。また、受賞作品の制作者は、受賞作品について、山梨県及び山梨県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとします。
- 愛称とシンボルマークの各受賞作品を組み合わせロゴマークとして使用することがあります。
- 応募者は、受賞作品を山梨県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は受賞作品を商標出願しないこととします。
- 他の応募者についての情報提供の依頼や、審査過程・結果に関する問合せには応じません。

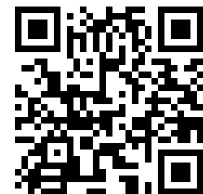
## 1.1 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を、報道や山梨県のホームページ等で発表させていただきます。

## 1.2 応募先

応募フォームから御応募ください。

応募フォーム：<https://form.run/@yamanashi-summerclothes>



## 1.3 問い合わせ先

○応募フォーム・応募手続きに関するお問い合わせ

「山梨の夏服」愛称、シンボルマーク募集事務局（株）アドブレーション社内）担当：古賀

お問い合わせフォーム：<https://form.run/@contact-yamanashi-summerclothes>

○山梨の夏服に関するお問い合わせ

山梨県産業労働部産業振興課 地場産業振興担当 担当：阿部 八巻

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館3階）

TEL：055-223-1543

（電話でのお問い合わせ時間：平日午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く））

メール：[sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp)